

中国特許制度の紹介

国際第3委員会*

抄録 中国は、2001年11月のWTO（世界貿易機関）加盟により、世界経済に大きな影響力を与える存在になっており、製造拠点及び巨大市場として注目を浴びている。中国経済が発達するとともに中国における知的財産権に関心を寄せる日本企業も多くなっている。このような背景の下、日本企業に所属される多くの方が中国における特許制度に関心をもちはじめていると思われる。

そこで、最近中国の特許制度に携わり始めた方にもご理解いただきやすいように、中国の特許制度と日本の特許制度との相違点を中心にQ & A方式で概要を纏めた。初めて中国特許制度に接する方に参考にしていただき、中国特許制度の概略を把握していただければ幸いである。

目次

1. 制度概要
2. 特許出願
3. 特許権
4. おわりに

1. 制度概要

Q 1 中国における特許制度とはどのようなものですか？

A 1 中国の特許制度は、発明特許、実用新案及び意匠の三種類の権利を一つの専利法で規定しており、専利法を補う規定として専利法実施細則（以下、実施細則という）も定められています。立法趣旨などの情報入手が難しい日本企業にとっては、専利法と実施細則を併せて参酌しても明確ではない事項が存在します。また、専利法の制定から20年しか経過していないことも影響してか、単に日本企業が知らないだけでなく実際問題として中国国内でも解釈が定まっていない事項もあります。

Q 2 中国の特許出願件数はどの程度でしょうか？

A 2 中国における2004年の特許出願件数は約35万件程度です。ちなみに、日本における2004年の特許出願は約42万件です。中国では日本でいう発明以外に、実用新案（物品の考案）及び意匠（物品のデザイン）も特許法の保護対象となっています。具体的には、「発明専利」は、日本国の「発明」に、「実用新型専利」は、日本国の「考案」に相当し、「外觀設計専利」は、日本国の「意匠」に相当します。中国の統計において、単に特許出願というときにはこれらを合計していることが多いようです。従って、日本の特許出願と正しく比較するためには、発明の特許出願と比べる必要があります。この件数は2004年で約13万件です。

Q 3 中国特許庁のホームページで特許調査は可能ですか？

A 3 <http://www.sipo.gov.cn/sipo/default.htm>の「専利検索」で可能です。1985年以降に出願された特許、実用新案、意匠公報の書誌的事項・要約および、特許・実用新案の全文明細書と、意匠の図面が収録されていま

* 2005年度 The Third International Affairs Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

す。

Q 4 中国には職務発明制度はありますか？

A 4 専利法6条に定義、16条に対価支払いの義務等が規定されています。国有企業については対価等についてさらに詳細な規定があります（実施細則74～77条）。

Q 5 中国で完成された発明は、第一国出願を他国に行うことができますか？

A 5 基本的にはできません。中国で完成された発明は、第一国出願を中国に行う必要があります（専利法20条）。日本国特許法ではそのような規定は無いため、日本で完成された発明について、第一国出願を他国に行うことができます。

Q 6 中国でなされた特許を受ける権利や特許権を外国人に譲渡することはできますか？

A 6 外国人への譲渡には国务院の対外経済貿易主管部門と国务院科学技術行政部門の認可が必要です（専利法10条2項、実施細則14条）。

2. 特許出願

Q 7 外国または国内優先権制度はありますか？

A 7 外国または国内の基礎出願から12ヶ月以内なら優先権出願ができます（専利法29条、実施細則32～34条）。

Q 8 実用新案登録出願は審査されますか？

A 8 実用新案登録出願は実体審査なしに登録されます（専利法40条）。存続期間は出願日から10年間であり、この点は日本の実

用新案権と同じです（専利法42条）。

Q 9 発明特許出願と実用新案特許出願とを併願することができますか？

A 9 できます。しかし、与えられる権利はどちらかひとつになります（実施細則13条）。したがって、実用新案登録出願と特許出願を同日に行って、特許されたときに実用新案権を放棄することにより、事実上の早期権利化が可能です。

Q 10 中国語以外の言語を用いて、特許出願することはできますか？ 例えば、日本語で中国に直接特許出願することはできますか？

A 10 できません。日本では日本語及び英語で特許出願することができますが、中国ではこのような制度がありません。

Q 11 日本語明細書や英語明細書を中国特許出願するために中国語明細書に翻訳した場合、誤訳が発生する場合がありますがその対応策はありますか？

A 11 誤訳の問題は、中国に限らず日本語から外国語へ翻訳する際に発生しますが、中国語を理解できる日本人が少ないためにクローズアップされております。

対策としては、以下のようなものが考えられます。

(1) PCT出願をする。但し、付与された特許権についての翻訳文に誤りがあり特許権の保護範囲が原国際出願に記載された範囲を超える場合は、原国際出願の原文で制限された保護範囲が基準となります。逆に、特許権の保護範囲が原国際出願に記載された範囲より狭い場合は、特許権登録時の保護範囲を基準とします（実施細則116条）ので、注意が必要です。

(2) 英文明細書と日本語明細書と両方を中

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

国代理人に送付しておく。中国以外に英語圏への出願もある場合には、その英語明細書も中国代理人に送るとクロスチェックが出来ますので、誤訳を少なくする事ができます。但し、英語と日本語のどちらを基準にして中国語へ翻訳するのかを明確に指示した方が、中国代理人の混乱を防ぐには良いようです。

Q 12 出願公開制度はありますか？

A 12 出願日から18ヵ月経過後に公開されます。中国には、早期公開制度もあります（専利法34条）。

Q 13 出願公開による補償金請求権はありますか？

A 13 あります（専利法13条）。補償金請求権の時効は権利者が知った日（知りえた日）から2年です（専利法62条2項）。権利行使は特許権付与後に行います（実施細則79条）。

Q 14 中国の特許出願はどのような人が審査しているのですか？

A 14 (1) 国家公務員である「知識産権局の審査官」、および (2) 審査機関である「専利審査協力センター（専利審査協作中心）の職員」のいずれかによって行われます。

Q 15 中国出願において、新規性の判断基準はどのようなものですか？

A 15 以下に該当する出願は、新規性があります。

(1) 出願日以前に、同様の発明又は実用新案が、国内外の出版物上で公開発表されていない場合

(2) 出願日以前に、同様の発明又は実用新案が、国内で公開使用されていない場合

(3) 出願日以前に、同様の発明又は実用新案が、上記以外のその他の方式で公衆の知るところとなっていない場合

(4) 出願日以前に、同様の発明又は実用新案が他人より国務院特許行政部門に出願が提出されたことがなく、かつ出願日以降に公開された特許出願文書の中に記載されていない場合

Q 16 明細書等の補正はいつできますか、また、自発的に補正ができるのはいつですか？

A 16 原則として、新規事項を追加しないことを条件（専利法33条）として、以下の時期に明細書を補正できます。

- ① 審査請求と同時
- ② 審査開始通知の受領日から3ヶ月以内
- ③ 拒絶理由の指定期間中
- ④ 拒絶査定不服審判請求後の指定期間中
- ⑤ 拒絶査定不服審判段階での拒絶理由の指定期間中
- ⑥ 無効審判の審理中

このように、中国では、上記の①と②については現在の日本の特許法とは異なる時期的な制限です。

また、自発的に出願当初の明細書または図面に記載された範囲内で補正ができる時期は、

- ① 審査請求と同時
- ② 審査開始通知の受領日から3ヶ月以内のときであり、その時期を過ぎると補正の制限が厳しくなります（実施細則51条）。

具体的には

- ③ 拒絶理由の指定期間中
- ④ 拒絶査定不服審判請求後の指定期間中
- ⑤ 拒絶査定不服審判段階での拒絶理由の指定期間中

においては、その審査意見通知書において指摘された拒絶の欠陥を解消することを目的とした補正でなければ認められません。また、クレ-

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ムの範囲を拡大する補正も認められません（審査指南2部分8章5.2.1）

つまり、新たなサーチを必要とする補正は認められません。

さらに、

⑥ 無効審判の審理中
においては、請求項の削除、請求項どうしの合体しか認められません（実施細則68条）。例えば明細書及び図面の補正はできません。

Q 17 中国では審査請求制度を採用していますか？また、採用している場合、審査請求期間は出願から何年ですか？

A 17 中国の特許出願にも審査請求制度が採用されています。審査請求期間は、優先権主張を伴わない場合、「出願日」から3年です。一方、優先権主張を伴う特許出願の場合、「優先日」から3年となります。この点、中国における「出願日」から3年ではないので注意が必要です。

Q 18 中国では審査請求を他人が行うことができますか？

A 18 他人が審査請求を行うことはできません。審査請求ができるのは出願人本人のみです。但し、特別な案件については、出願人本人から審査請求がなくても、審査官が職権で審査を開始することもできるようです。

Q 19 中国では特許出願を实用新案登録出願に変更するような出願変更制度がありますか？

A 19 中国には出願変更制度はありません。但し、国内優先権主張出願を使えば「实用新案登録出願」から「特許出願」あるいは「特許出願」から「实用新案登録出願」に乗り換えることはできます。例えば、最初に「实用新案登録出願」で出願し、その後1年以内に

それを基礎出願とした国内優先権の主張を伴う特許出願を出願することができます。

Q 20 出願の分割はできますか？

A 20 出願が特許庁に継続している間、および特許付与の通知受領後2ヶ月以内なら可能です。出願日は遡及し、元特許出願の優先権主張を行っている場合、その優先権を分割出願においても主張することは可能です。ただし日本のような優先権主張の申立などの資料提出の省略はできません（実施細則43条）。

Q 21 審査請求の際に公知文献を提出する必要はありますか？

A 21 出願人が審査請求する際には出願日前におけるその発明に係る参考資料を提出しなければならないと定められています（専利法36条1項）。また、当該出願が既に外国の審査を経ている場合、その審査における引用文献や審査資料の提出を求められることがあり、提出命令に従わない場合出願は見做し取下げとなります（専利法36条2項）。

Q 22 中国の特許出願の審査において審査される特許要件はどのようなものですか？

A 22 実体審査では、以下の特許要件（実施細則53条）が審査され、何れかの特許要件を満たしていない場合には拒絶理由が通知され、それぞれの要件に応じた対応が求められます。

① 発明であること（実施細則2条）

② 国の法律、公序良俗に違反しないこと（専利法5条）

③ 1) 科学的発見、2) 知的活動の規則や方法、3) 疾病の診断方法と治療方法、4) 動物と植物の品種、5) 原子核変換の方法により

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

得られる物質（いわゆる不特許事由の対象）ではないこと（専利法25条）。但し、動物と植物の品種の生産方法は特許の対象になる。

④ 新規性、創造性、実用性を有していること（専利法22条）

⑤ ダブルパテントでないこと（実施細則13条1項）

⑥ 特許請求の範囲が簡潔・明瞭に記載していること（実施細則20条1項）

⑦ 独立クレームは、主要な技術手段を全体的に表現し、その技術課題を解決する必要な技術的特徴が記載されていること（実施細則21条2項）

⑧ 先願であること（専利法9条）

⑨ 明細書は当業者が実施できる程度に明瞭で十分に説明したものであること（専利法26条3項）

⑩ クレームが明細書でバックアップされていること（専利法26条4項）

⑪ 1件の発明は1つのクレームとし、単一性の要件を満たしていること（専利法31条）

⑫ 特許出願の書類の補正が、当初明細書と権利請求書に記載された範囲を超えないこと（専利法33条）

⑬ 分割出願が、もとの出願の当初明細書と権利請求書に記載された範囲を超えないこと（実施細則43条1項）

Q 23 中国では複数項を引用した従属クレームを作成できますか？ また、複数項を引用した従属クレームを含む複数の請求項を更に引用する従属クレームを作成できますか？

A 23 中国では、複数項を引用した従属クレームを作成することはできますが、複数項を引用した従属クレームを含む複数の請求項を更に引用する従属クレームを作成することはできません。（実施細則23条）

Q 24 中国には異議申立制度及び無効審判制度はありますか？

A 24 無効審判制度はあり、何人も請求できます（専利法45条）。また、以前、中国には特許付与後異議申立制度がありましたが、2001年に廃止されました。

3. 特許権

Q 25 特許権が侵害された場合、すぐに訴訟を起こしてもよいですか？

A 25 まず当事者間で協議を行い解決することが定められており、協議不調の場合のみ訴訟を提起することができます（専利法57条）。

Q 26 特許権に基づいて権利行使を行う場合、どのような手段がありますか？

A 26 人民法院（裁判所）へ提訴する方法と特許管理機関に処理を求める方法の2通りがあります。

侵害行為の差止めだけでなく、損害賠償も求める場合には、人民法院への提訴が必要となります。

特許管理機関に処理を求めた場合、損害賠償請求はできませんが、処理を求めてから速やかに侵害行為を抑えることが出来、費用も安くなる可能性があります。

Q 27 中国の裁判所の構成と審級はどうなっていますか？

A 27 中国の裁判所は、1つの最高人民法院、各省、自治区、直轄市の31の高級人民法院、その下の400余りの中級人民法院、約3500の基層人民法院の4級の人民法院から構成されています。審級としては二審制が採用されています。特許紛争の裁判は、原則として中級人民法院が第一審、高級人民法院が第二審を管轄します。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

Q 28 中国の司法制度に特有のものはありますか？

A 28 中国の裁判では、法律の解釈に関して最高人民法院から公表される「司法解釈」が重視されます。「司法解釈」には、法律の制定時又は改正時に将来問題となる可能性のある条文の解釈について規範性をもつ文書の形で公表する規範型と、各裁判所からの問合せに応える個別案件型の2種類があります。

Q 29 特許侵害に対する訴訟に時効はありますか？

A 29 侵害の事実を知って（知りえて）から2年間、侵害があつてから20年間で（民法通則135条、137条、専利法62条1項）。

具体的には、専利法62条に「特許権侵害訴訟の時効」に関する規定があり、「特許権侵害の訴訟の時効は2年とし、特許権者又は利害関係人が侵害行為を知った、又は、知り得た日から起算する」と規定されています。ここで、「知り得た日」の解釈には全人民法院に統一した見解はありませんが、侵害製品の販売や宣伝広告などが、特許権者が知り得る程度に行われた日を「知り得た日」と解釈するのが主流のようです。

しかし、特許権の侵害行為が発生した時点が「知り得た日」であるとの意見もあることに注意を要します。尚、この「特許権侵害訴訟の時効」は、「侵害行為を知った、又は、知り得た日から2年」が経過した場合には、「損害賠償請求および差止め請求はできなくなる」ということではなく、損害賠償請求に関しては「訴訟提起日から2年間しか遡って損害賠償請求できない」、差止め請求に関しては「特許権の有効期間中は差止め請求ができる」ということが、最高人民法院の司法解釈21号23条により明らかにされました。

また、この「特許権侵害訴訟の時効」の起算

日は、「時効が成立するまでに、侵害者に警告書を送付する（すなわち、2年に1回のペースで警告書を送付する）」ことで訴訟時効は中断され警告の日が新たな訴訟時効起算日となります。従って、侵害警告を利用することで損害賠償額を侵害行為が行われた日から算定されるようコントロールすることが可能となります。

Q 30 「善意の第三者」は侵害責任を問われないのですか？

A 30 権利者の承諾なく製造、販売された特許製品、または特許方法により直接製造された製品であることを知らずに、当該製品を業として使用または販売したとき、当該製品にかかる合法的な源泉を証明できるときは賠償責任を負わないとの規定があります（専利法63条2項）。

Q 31 新規製品にかかる方法特許非侵害の抗弁について教えてください。

A 31 侵害紛争が新製品の製造方法特許に関わる場合は、同様の製品の製造者は、その製品の製造方法が特許方法と異なることの証明を提出する必要があります（57条2項）。

Q 32 特許の強制許諾とはどういう制度ですか？

A 32 特許権設定から3年以降に（実施細則72条）適正な主体が特許権の実施許諾を申し入れて拒否された場合、国の緊急の場合、公益による場合、他人の特許権の利用関係にある場合、國務院の専利行政部門が当該特許を実施する強制許諾を与えることができる制度を言います（専利法48～55条）。なお、不実施の場合の強制許諾はありません。

Q 33 中国の民事裁判の審理期間は、どの程度でしょうか？

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

A 33 中国の民事裁判は二審終審制を採っており、各審級の審理期限について厳格な規定が定められています。

第一審では、立案した日から6ヶ月以内に終結させなければならず、特別の事由があれば6ヶ月間延長される（中国民事訴訟法135条）。第二審では、立案した日から3ヶ月以内に終結される（中国民事訴訟法159条）。但し、これは涉外事件（外国人が当事者となる事件）には適用されません（中国民事訴訟法250条）。

4. おわりに

本稿は「初めて中国特許制度に接する方向に向けたQ & A形式の論文を作成して欲しい。」との要望に答えて作成したものである。

本稿の作成にあたっては2005年度国際第3委

員会に所属し、実際に中国特許出願又は中国特許権に関する業務に携わっているメンバーが中国特許制度に初めて接したときに疑問に思った事項を中心に抽出し、日本の特許制度と比較する形でQ & A形式に纏めた。

本稿を初めて中国特許制度に接する方に参考にしていただき、中国特許制度の概略を把握する一助としていただきたい。

更に、中国特許制度の詳細について関心をもたれた方は中国特許制度関連の各種文献（例えば、当協会発行資料第294号「アジア・オセアニア諸国での特許取得上の留意点」、第318号「アジア諸国における特許権行使上の留意点」等）を参考にしていただきたい。

（原稿受領日 2006年1月6日）

